

結 監 第 1 3 号

令和4年8月22日

結城市長 小 林 栄 様

結城市監査委員 廣 江 敏 男

結城市監査委員 船 橋 清

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別添意見書を提出する。

令和3年度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率及び第22条第1項の規定による資金不足比率の審査

第2 準拠した基準

結城市監査基準

第3 審査の対象

令和3年度決算等に基づき算定された次の比率及び算定の基礎となった書類

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 資金不足比率

第4 審査の期間及び実施場所

- 1 期 間 令和4年7月25日から8月19日まで
- 2 実施場所 結城市役所 監査委員室及び会議室

第5 審査の着眼点

決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査した。

第6 審査の主な実施内容

審査の実施に当たっては、結城市監査基準に準拠し、審査に付された健全化判断比率等が法令等が求める方法で算定された財政指標に基づき作成され、かつ計数に誤りがないかについて、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

第7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され、かつ計数は正確なものと認められた。

審査の概要は、次のとおりである。

1 算定対象会計の範囲

(結城市) 予算・決算会計区分		健全化法会計区分			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
一般会計		一般会計等								
特別会計	住宅資金等貸付事業	公営事業会計	公営企業会計以外の特別会計		公営企業会計	法非適用事業	法適用事業	資金不足比率	※公営企業ごとに算定	
	国民健康保険									
	後期高齢者医療									
	介護保険(介護保険事業)									
	介護保険(介護サービス)		公営企業会計	法非適用事業						法適用事業
	南部第二土地区画整理事業									
	南部第三土地区画整理事業									
	農業集落排水事業									
企業会計	水道事業	公営企業会計	法非適用事業	法適用事業	資金不足比率	※公営企業ごとに算定				
	公共下水道事業									
一 広 部 域 事 務 組 合 等 ・	筑西広域市町村圏事務組合									
	茨城県市町村総合事務組合									
	茨城租税債権管理機構									
	茨城県後期高齢者医療広域連合									
第 三 地 方 セ ク タ ー 社 ・ 等	結城市土地開発公社									
	茨城県信用保証協会									
	富士見町土地区画整理組合									
	逆井土地区画整理組合									
	四ツ京土地区画整理組合									

※ 実質公債費比率は、公営事業会計のほか、一部事務組合等が負担する公債費を含めた額で、結城市の一般会計等が負担しなければならない額を対象とする。

※ 将来負担比率は、公営事業会計や一部事務組合等のほか、土地開発公社や土地区画整理組合等を含めた将来負担すべき額で、結城市の一般会計等が負担しなければならない額を対象とする。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定し、結城市では5つの会計が対象となる。

2 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の各比率の状況は、次のとおりである。

【健全化判断比率の各比率の状況】

(単位：%)

	比率名	3年度	2年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
(1)	実質赤字比率	— (△14.13)	— (△9.46)	—	13.13	20.00
(2)	連結実質赤字比率	— (△31.50)	— (△29.56)	—	18.13	30.00
(3)	実質公債費比率	6.9	7.2	△0.3P	25.0	35.0
(4)	将来負担比率	39.9	54.6	△14.7P	350.0	—

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定されなかったため「—」で表示した。各比率の()内の数値は、計算結果に基づく黒字の比率を参考として△で表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

実質公債費比率は6.9%であり、前年度と比較して0.3ポイント減少し、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

将来負担比率は39.9%であり、前年度と比較して14.7ポイント減少し、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

いずれの比率も国が示す基準を下回り、財政の健全段階の範囲内である。

健全化判断比率の4指標の算出に用いられる標準財政規模の状況は、次表のとおりである。

なお、標準財政規模は、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す指標で、令和3年度の結城市の標準財政規模は11,364,368千円であり、前年度と比較して530,386千円(4.90%)増加している。

【結城市の標準財政規模の状況】

(単位：千円)

		3年度	2年度	増減額
		11,364,368	10,833,982	530,386
内訳	標準税収入額等	7,707,741	8,079,439	△371,698
	普通交付税額	2,760,575	2,168,863	591,712
	臨時財政対策債発行可能額	896,052	585,680	310,372

※ 標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計及び住宅資金等貸付事業特別会計）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すものである。

【一般会計等に係る実質収支額及び実質赤字比率の推移】 (単位:千円、%)

区 分	3 年度	2 年度	元年度
一般会計	1,606,662	1,022,863	726,522
住宅資金等貸付事業特別会計	0	2,195	1,254
一般会計等実質収支額	1,606,662	1,025,058	727,776
実質赤字額 A	△1,606,662	△1,025,058	△727,776
標準財政規模 B	11,364,368	10,833,982	10,568,618
実質赤字比率 A/B×100	(△14.13)	(△9.46)	(△6.88)

※ 実質収支が黒字の場合、「実質赤字比率」は負の値となる。

一般会計等の実質収支額が 1,606,662 千円の黒字となっているため、実質赤字比率は算定されない。

参考として実質収支の黒字額の比率を求めてみると△14.13%となり、前年度と比較して 4.67 ポイント増加し、早期健全化基準（13.13%）との差は 27.26 ポイントとなっている。

2 会計の実質収支額の合計は 1,606,662 千円であり、前年度と比較して 581,604 千円（56.74%）増加し、その主な要因は、令和 2 年度一般会計の実質収支額 1,022,863 千円に対して、令和 3 年度は 1,606,662 千円と、583,799 千円増加したことによるものである。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の全ての会計の赤字や黒字を合算したものを標準財政規模で除し、市全体としての赤字の程度を指標化し、資金不足の深刻度を表すものである。

【連結実質赤字比率の状況】

(単位:千円、%)

区 分	3 年度	2 年度	元年度
一般会計等 (実質収支額) A	1,606,662	1,025,058	727,776
一般会計	1,606,662	1,022,863	726,522
住宅資金等貸付事業特別会計	0	2,195	1,254
公営企業会計以外の特別会計 (実質収支額) B	314,139	377,739	187,490
国民健康保険特別会計	217,799	233,476	11,347
介護保険特別会計 (介護保険事業)	94,542	142,953	174,797
介護保険特別会計 (介護サービス)	0	0	0
後期高齢者医療特別会計	1,798	1,310	1,346
公営企業会計 (資金剰余額) C	1,659,632	1,799,992	1,525,257
南部第二土地区画整理事業特別会計	84,031	60,333	90,934
南部第三土地区画整理事業特別会計	40,000	41,136	41,579
農業集落排水事業特別会計	1	1	1
水道事業会計	1,435,977	1,636,037	1,392,727
公共下水道事業会計	99,623	62,485	16
合計 (連結実質収支額) (A+B+C) D	3,580,433	3,202,789	2,440,523
標準財政規模 E	11,364,368	10,833,982	10,568,618
連結実質赤字比率 D/E×100	(△31.50)	(△29.56)	(△23.09)

※ 連結実質収支が黒字の場合、「連結実質赤字比率」は負の値となる。

連結実質収支額が 3,580,433 千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は算定されない。

参考として連結実質収支の黒字額の比率を求めてみると△31.50%となり、前年度と比較して 1.94 ポイント増加し、早期健全化基準 (18.13%) との差は 49.63 ポイントとなっている。

また、連結実質収支額を前年度と比較すると 377,644 千円 (11.79%) の増加となり、その主な要因は、一般会計の実質収支が 583,799 千円増加したことのほか、南部第二土地区画整理事業特別会計が 23,698 千円増加、公共下水道事業会計が 37,138 千円増加したことによるものである。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準ずる経費を標準財政規模で除したものの3か年の平均値で、資金繰りの危険度を示す指標である。

【実質公債費比率の推移】

(単位:千円、%)

区 分	3 年度	2 年度	元年度
元利償還金 A	1,436,230	1,377,945	1,347,387
準元利償還金 B	754,794	749,549	879,875
特定財源 C	308,237	300,137	322,429
普通交付税算入額 D	1,192,155	1,194,857	1,209,784
標準財政規模 E	11,364,368	10,833,982	10,568,618
単年度実質公債費比率 { (A+B) - (C+D) } / (E-D) ×100	6.78940	6.56180	7.42666
実質公債費比率 (3 年平均)	元年度～3 年度	30 年度～2 年度	29 年度～元年度
	6.9	7.2	8.3

実質公債費比率は 6.9%であり、前年度と比較して 0.3 ポイント減少し、早期健全化基準 (25.0%) を下回った数値となっている。

減少した主な要因は、令和 3 年度の単年度実質公債費比率の算定において、標準財政規模が増加し、差引かれる普通交付税算入額が減少したため算定式の分母が増加し、一方、公債費の元利償還金と公営企業の公債費に要する繰入金が増加したことで分子の額も増加したもので、算定式の分子・分母の双方が増加となったものの、分子の増加割合が分母より大きかったため、単年度比率が増加となっている。

その結果、3 か年の平均値である実質公債費比率の算定で、平成 30 年度の単年度比率 (7.82751%) が算定期間から除かれ、令和 3 年度の単年度比率 (6.78940%) が加わったことによるものである。

【単年度比率の推移と実質公債費比率】

2 年度	単年度比率		3 年度
7.2%	30 年度	7.82751%	6.9%
	元年度	7.42666%	
	2 年度	6.56180%	
	3 年度	6.78940%	

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）から、この負債の償還に充てることができる基金等を控除のうえ、標準財政規模で除して（ただし、分子・分母双方から元利償還金等に係る標準財政需要額算入額（普通交付税算入額）を差引く。）指標化したもので、将来、市の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

【将来負担比率の推移】

(単位:千円、%)

区 分	3 年度	2 年度	元年度
将来負担額 A	25,299,382	25,587,366	25,118,715
充当可能財源等 B	21,237,282	20,323,788	21,139,750
標準財政規模 C	11,364,368	10,833,982	10,568,618
普通交付税算入額 D	1,192,155	1,194,857	1,209,784
将来負担比率 {(A-B) / (C-D)} × 100	39.9	54.6	42.5
早期健全化基準	350.0		

将来負担額は 25,299,382 千円で、前年度と比較して 287,984 千円 (1.13%) 減少し、一方、充当可能財源等は 21,237,282 千円であり、前年度と比較して 913,494 千円 (4.49%) 増加している。

将来負担比率は 39.9% であり、前年度と比較して 14.7 ポイント減少している。

減少した主な要因は、地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額及び公営企業債等繰入見込額の減少により、将来負担比率算定式の分子の額が減少し、一方、標準財政規模が増加し、差引かれる普通交付税算入額が減少したために分母の額が増加したことによるものである。

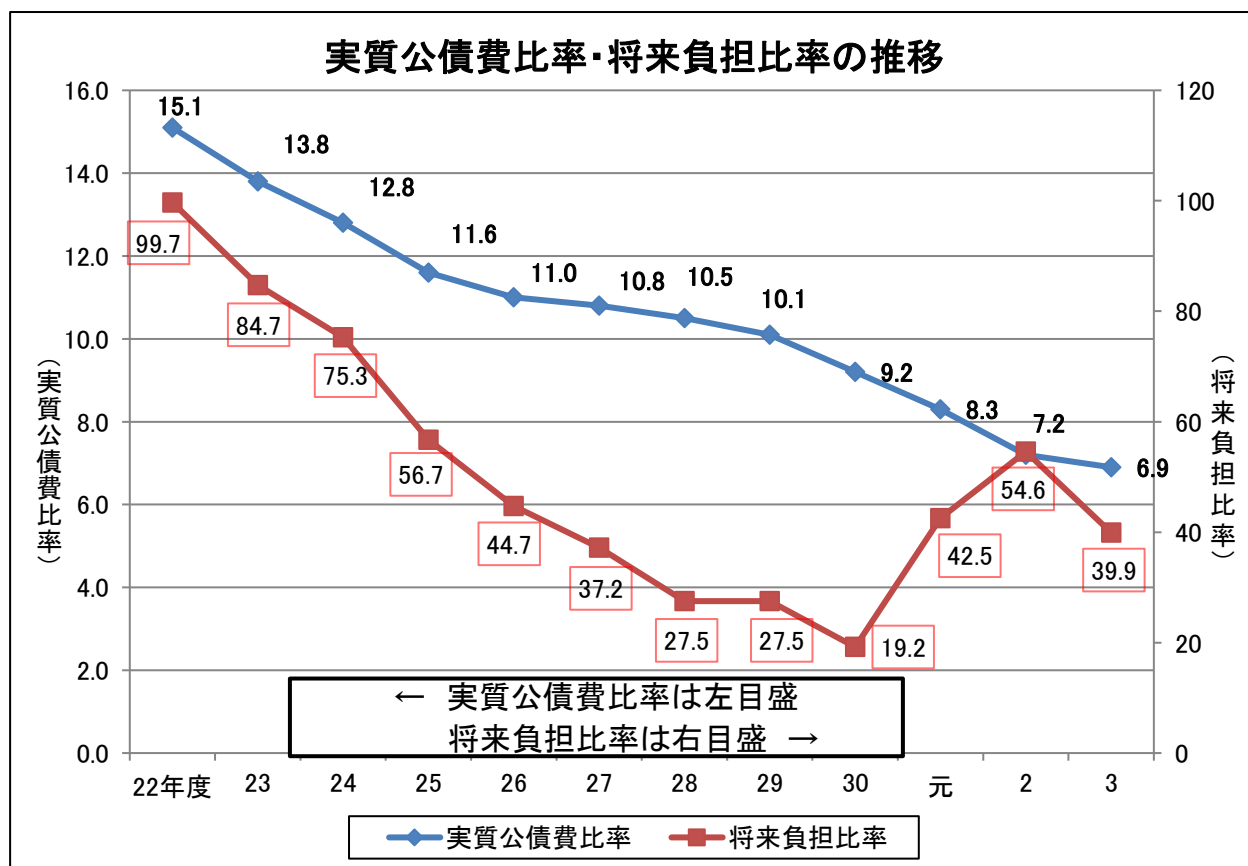
健全化判断比率の各比率の推移は、次の表・図のとおりである。

(単位：%)

比率名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実質赤字比率	△5.82	△7.65	△10.20	△12.59	△8.27	△8.64
連結実質赤字比率	△18.72	△22.02	△25.96	△30.65	△24.72	△27.07
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	△5.92	△9.31	△7.70	△6.88	△9.46	△14.13
	△24.36	△26.58	△24.10	△23.09	△29.56	△31.50

比率名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実質公債費比率	15.1	13.8	12.8	11.6	11.0	10.8
将来負担比率	99.7	84.7	75.3	56.7	44.7	37.2
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	10.5	10.1	9.2	8.3	7.2	6.9
	27.5	27.5	19.2	42.5	54.6	39.9

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は全会計黒字のため算出されないが、参考として黒字の比率を△で表示した。



3 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業会計ごとに資金不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものである。

資金不足比率算定の対象となるのは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する事業及び地方財政法施行令第46条に規定する事業で市の条例で定める事業である。

経営健全化基準は、20.0%である。

指標の算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率（公営企業会計ごと）} = \frac{\text{資金不足額 ※1}}{\text{事業の規模 ※2}} \times 100$$

（資金不足額）※1

- ・法適用企業：（流動負債＋建設改良費等以外の目的で発行した地方債現在高－流動資産）
－解消可能資金不足額
- ・法非適用企業：（繰上充用額＋支払繰延・事業繰越額＋建設改良費等以外の目的で発行した地方債現在高）－解消可能資金不足額

（事業の規模）※2

- ・法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額
- ・法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

いずれの公営企業会計においても資金不足額が生じなかったため、資金不足比率は算定されない。

また、本制度創設以来、資金不足比率が算定された公営企業会計はない。

参考として各公営企業会計の資金剰余額の状況を掲げると、次表のとおりである。

【公営企業会計別資金剰余額の推移】

（単位：千円）

会計名	3年度	2年度	元年度
南部第二土地区画整理事業特別会計	84,031	60,333	90,934
南部第三土地区画整理事業特別会計	40,000	41,136	41,579
農業集落排水事業特別会計	1	1	1
水道事業会計	1,435,977	1,636,037	1,392,727
公共下水道事業会計	99,623	62,485	16

※ 水道事業会計及び公共下水道事業会計は「法適用企業」、それ以外の会計は「法非適用企業」

4 健全化判断比率等の算定式

(単位：千円)

<健全化判断比率>

- ① 実質赤字比率：一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す。

$$\begin{aligned} (\text{---}) &= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } \Delta 1,606,662}{\text{標準財政規模 } 11,364,368} \times 100 \\ \Delta 14.13\% \end{aligned}$$

- ② 連結実質赤字比率：全会計を合算した一法人としての赤字額を指標化し全体としての運営の深刻度を示す。

$$\begin{aligned} (\text{---}) &= \frac{\text{一般・特別・企業会計の実質赤字額 } \Delta 3,580,433}{\text{標準財政規模 } 11,364,368} \times 100 \\ \Delta 31.50\% \end{aligned}$$

- ③ 実質公債費比率：一般会計等の義務的経費である公債費等の3か年平均の指標で、資金繰りの危険度を示す。

$$\begin{aligned} \text{各年度の} & \frac{\text{公債費等の額} - \text{特定財源} - \text{普通交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税算入額}} \\ & \text{(令和元年度)} \quad \text{(令和2年度)} \quad \text{(令和3年度)} \\ 6.9\% &= \left[\frac{695,049}{9,358,834} + \frac{632,500}{9,639,125} + \frac{690,632}{10,172,213} \right] \times \frac{1}{3} \times 100 \end{aligned}$$

- ④ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき負債額の実質負担額を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の高さを示す。

$$39.9\% = \frac{\text{将来負担額 } 25,299,382 - \text{充当可能財源等 } 21,237,282}{\text{標準財政規模 } 11,364,368 - \text{普通交付税算入額 } 1,192,155} \times 100$$

なお、①及び②の比率は実質収支が黒字となったため算定されないが、参考までに黒字額の比率を求めたものである。

<資金不足比率>：各公営企業会計の資金不足額を料金収入等の規模との比較で指標化し、経営状況の深刻度を示す。

公営企業会計ごとに $\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$ で求めるが、いずれの会計においても資金不足額が生じなかったため算出されない。

第8 むすび

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、対象の会計がそれぞれ実質赤字とならなかったため算定されず、また、実質公債費比率は前年度の7.2%から6.9%に、将来負担比率も前年度の54.6%から39.9%に減少している。

資金不足比率では、全ての公営企業会計において資金不足額が生じなかったため算定されていない。

以上のことから、各比率は早期健全化基準又は経営健全化基準を下回る健全段階で推移しており、本市の財政状況は良好な状態にあると認められる。

実質公債費比率が減少した主な要因は標準財政規模が増大したためであり、将来負担比率では市債の期末残高が減少したことがマイナス要因として働いたものである。

少子高齢化が進展する社会経済情勢の下で、歳入の根幹である市税の大幅な収入増を見込むことは困難な状況である。一方、歳出では社会保障関係施策の充実や老朽化公共施設にも適切に対応しなければならず、財政需要の増大は避けられないものと思料される。

このため、引き続き財源の確保や事務の効率化を図るとともに、後の世代に過大な負担を残すことがないように、将来にわたり健全な行財政運営、健全な企業経営に努められたい。